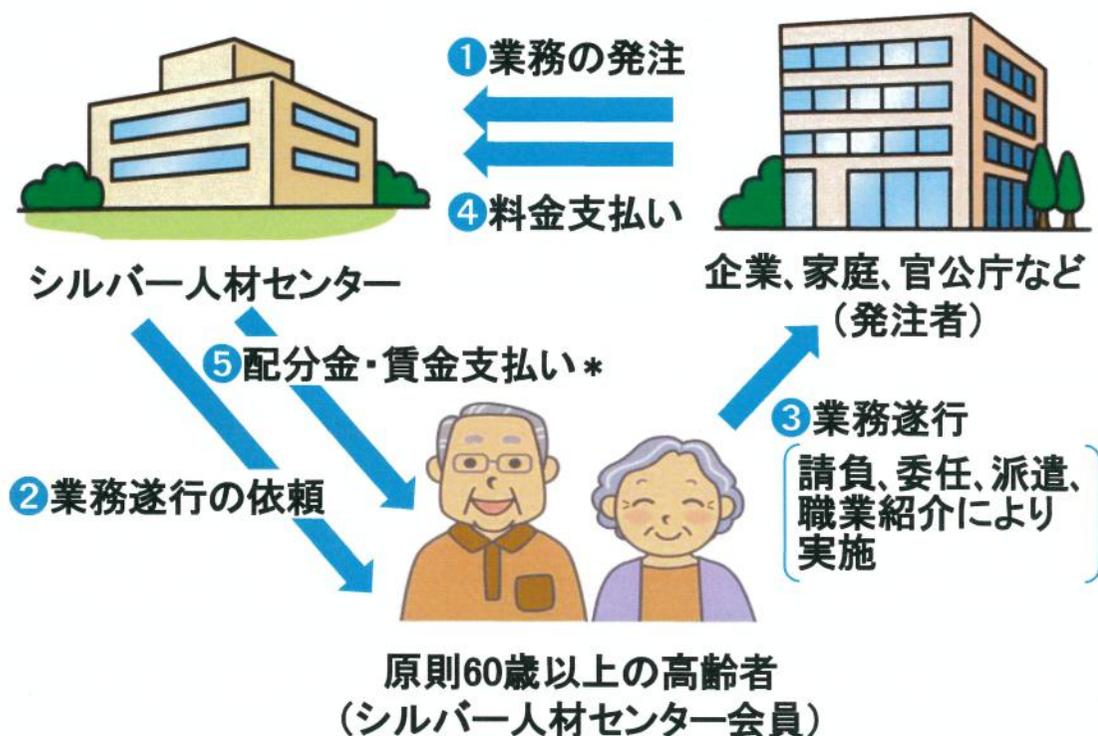


1 シルバー人材センターとは？

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

○ シルバー人材センターの仕組み



* 職業紹介により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員へ支払います。

○ シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- **高齢者の生きがいの充実、健康維持**
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- **高齢者の生活の安定**
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

(地域社会への貢献)

- **地域社会の維持・発展**
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- **現役世代の下支え**
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する
- **企業などの人手不足の解消**
サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する

2 シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間

- シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月10日以内、または、おおむね週20時間をこえない範囲となります。
- このため、シルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法(ローテーション就業)が基本となります。

○ シルバー人材センターで働く高齢者の日数、時間の上限

日数の上限	おおむね月10日程度以内
時間の上限	おおむね週20時間をこえないことを目安

*1 上記の日数、時間の上限は、おおむねの目安のため、会員は一時的に上記の上限を超えて就業することができますが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(認められる場合の例) スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員(週の所定労働時間18時間)が、特売日やイベントが多い特定の月に、上限(週20時間)を超えて就業する場合

(認められない場合の例) 庭木の剪定など、請負で働く会員が、恒常的に上限(月10日)を超えて就業する場合

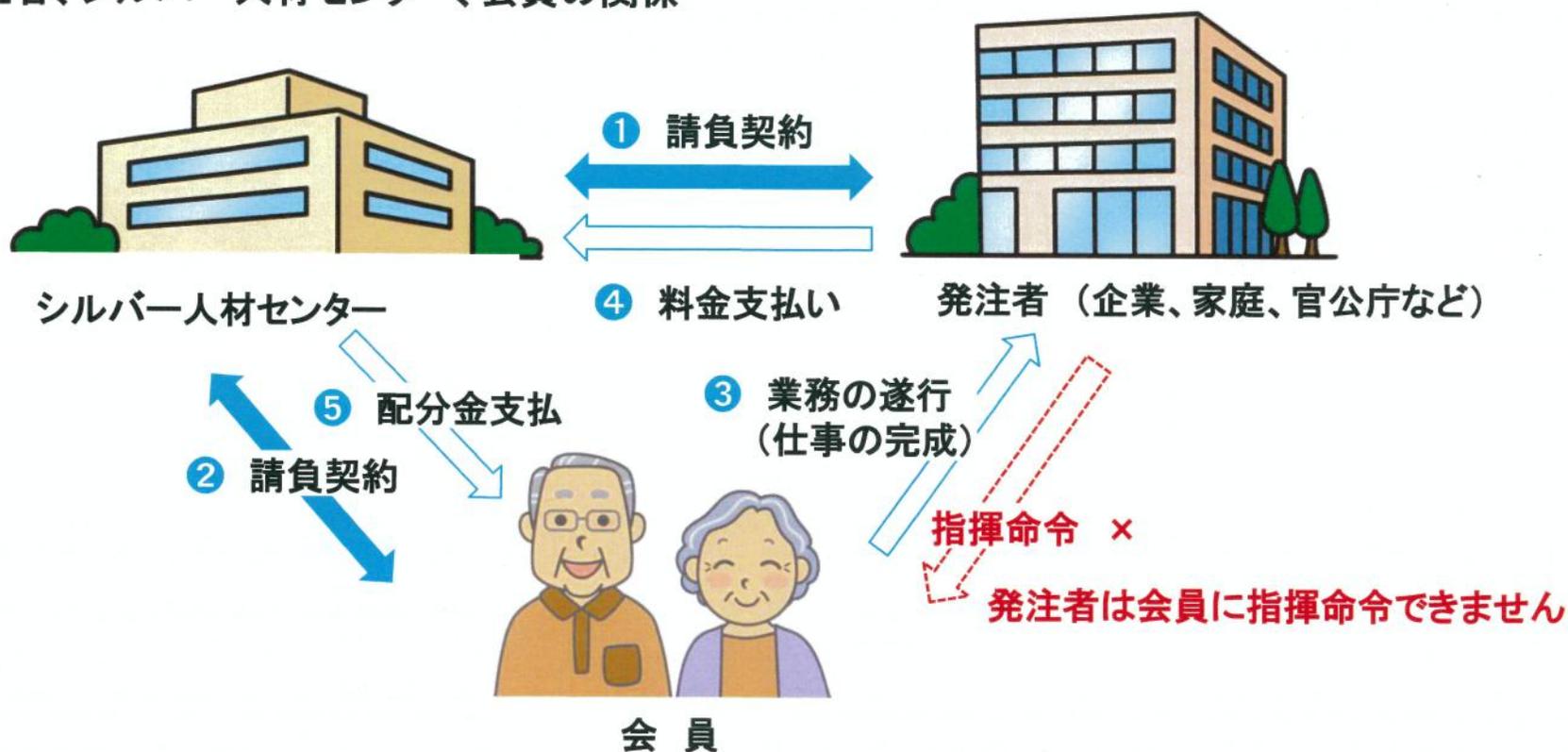
*2 平成28年4月より、都道府県知事が必要と判断した場合に、特例として、派遣と職業紹介に限り、高齢者が週40時間まで働くことができるようになりました。適用状況はシルバー人材センターごとに異なりますので、詳細は最寄りのシルバー人材センターにお尋ねください。

3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

請負

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します。
- 会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できません。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係



派遣

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。
- 会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できます。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

